

児童手当 額改定認定請求書
額 改 定 届



知立市長 殿

児童手当制度を準用し、子育て世帯への支援を目的とする給付事業を実施するときには、必要な情報を利用することに同意します。

受給者 番号								提出 年月日	令和	年	月	日
受給者	フリガナ							生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成			
	氏 名											
	住 所	知立市 自宅電話 平日日中 連絡先 ☐ 本人携帯 ☐ 配偶者携帯						— — — —				
増額又は減額の別							増額 ・ 減額					
加入している保険の種類	被用者 (厚生年金等加入者)	☐ 社保(本人) ☐ 共済(本人) ☐ 知立市以外の国保(本人)	⇒ 健康保険証のコピーを添付	被用者以外	☐ 知立市国保 ☐ 社保(家族) ☐ 知立市以外の国保(国民年金等) ☐ その他 ()	☐ 生活保護 ☐ 共済(家族)	⇒ 健康保険証のコピー不要					
増額又は減額の原因となる児童												
氏 名				続柄	生年月日	同居別居の別	監護の有無 (児童の養育)	生計関係				
				子・その他 ()	H・R . .	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持				
				子・その他 ()	H・R . .	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持				
				子・その他 ()	H・R . .	同居・別居	有 ・ 無	同一・維持				
増額又は減額の原因となる児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)												
氏 名				続柄	生年月日	同居別居の別	監護相当の有無	生計費の負担の有無				
				子・その他 ()	H・R . .	同居・別居	有 ・ 無	有 ・ 無				
別居中の児童の住所		(海外留学をしている場合の出国年月 平成・令和 年 月)										
増 額 し た 理 由					ア. 出生 イ. その他 ()							
減額した理由		ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ. 未成年後見人でなくなった キ. 児童の兄姉等を監護相当の世話をしなくなった ク. 児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなった ケ. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) コ. 児童自立生活援助を受け、里親に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った サ. 児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) シ. その他 ()										
事由の発生した年月日						令和 . . (児童の生年月日等)						
備考		代理申請 ☐ 配偶者 ☐ その他(備考欄に記入)		決定 ☐ 増額改定 ☐ 減額改定 ☐ 却下 → ☐ 非監護 ☐ 非居住 ☐ その他 ()								
		本人確認 ☐ 請求者 ☐ 配偶者 ☐ その他										
						改定・却下年月日				15日特例 ☐ 有 ☐ 無		
改定年月												
※その他の方は氏名、生年月日、受給者との続柄を備考欄に記入して頂きます。 ◎裏面の注意をよく読み、太枠内を記入してください。 ◎字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。 ◎記名押印に代えて、署名することができます。						手当月額		改定前		改定後		
								円		円		

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が増額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 3 「加入している保険等の種類」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求者の請求の日における医療保険制度の加入の状況について選んでください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 増額又は減額の原因となる「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 6 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 7 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 8 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所」については、委託又は入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 9 「事由の発生した年月日」の欄は、「7」又は「8」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 10 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票（本籍・続柄等省略のないもの）
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑨ 児童の兄弟等の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、当該欄に記載した子に係る、監護相当・生計費の負担についての確認書
 - ⑩ 児童の兄弟等について「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも有の場合に、児童の兄弟等が海外に留学している場合は、当該児童の兄弟等が、日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類